

乙第1号議案から
乙第34号議案まで

令和8年第2回沖縄県議会(定例会)議案 (その2)

令和8年6月16日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
乙第3号議案	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	4
乙第4号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
乙第5号議案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	9
乙第6号議案	沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例	12
乙第7号議案	沖縄県こどもの権利条例	13
乙第8号議案	児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例	19
乙第9号議案	沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	21
乙第10号議案	沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	22
乙第11号議案	沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	23
乙第12号議案	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	24
乙第13号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	25
乙第14号議案	工事請負契約について	26
乙第15号議案	工事請負契約について	27
乙第16号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	28
乙第17号議案	運転者負傷事故に関する和解等について	29
乙第18号議案	家屋損傷事故に関する和解等について	31
乙第19号議案	警ら活動中の事故に関する和解等について	33
乙第20号議案	車両損傷事故に関する和解等について	36

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第21号議案	車両損傷事故に関する和解等について	38
乙第22号議案	車両損傷事故に関する和解等について	40
乙第23号議案	車両損傷事故に関する和解等について	42
乙第24号議案	車両損傷事故に関する和解等について	44
乙第25号議案	損害賠償の額の決定について	48
乙第26号議案	損害賠償の額の決定について	50
乙第27号議案	沖縄県人事委員会委員の選任について	51
乙第28号議案	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	52
乙第29号議案	沖縄県公安委員会委員の任命について	54
乙第30号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について	55
乙第31号議案	専決処分の承認について	56
乙第32号議案	専決処分の承認について	64
乙第33号議案	専決処分の承認について	67
乙第34号議案	専決処分の承認について	70

乙第1号議案

**沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正
する条例**

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第6号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

特別休暇に係る人事院規則が改正されたこと及び他の都道府県の状況を考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭するための特別休暇を取得できるようにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項中「第13条」の次に「、第14条、第15条（第1項第1号及び第2項第1号に限る。）、第16条」を加える。

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項中「第11条」の次に「、第12条（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第6条第5項に規定する同行子女に相当する子に係るものに限る。）」を加える。

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「住居手当の額」を「在外住居手当の額」に、「配偶者手当の額及び」を「同行配偶者手当の額、」に改め、「子女教育手当の額」の次に「及び在外単身赴任手当の額」を加える。

第4条 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「同行配偶者手当の額」の次に「、同行子女手当の額」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、外国勤務手当の算定の基礎に同行子女手当の額に相当する額及び在外単身赴任手当の額に相当する額を加える等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県監査委員条例の一部改正)

第1条 沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(沖縄県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第7条
- (2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第7条
- (3) 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）第6条

(沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め、本則第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、本則第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

<p>61 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 法第12条第1項に規定する許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務(2) 法第16条第1項に規定する変更の許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務(3) 法第16条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務(4) 法第17条第1項に規定する検査に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務(5) 法第17条第4項に規定する確認に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務(6) 法第30条第1項に規定する許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務(7) 法第35条第1項に規定する変更の許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務(8) 法第35条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務(9) 法第36条第1項に規定する検査に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務(10) 法第36条第4項に規定する確認に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務	<p>各市町村（那覇市、浦添市、沖縄市、宮古島市、金武町及び竹富町を除く。）</p>
<p>62 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 法第12条第1項に規定する許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務	<p>浦添市</p>

- (2) 法第16条第1項に規定する変更の許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (3) 法第16条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (4) 法第17条第1項に規定する検査に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (5) 法第17条第4項に規定する確認に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (6) 法第18条第1項に規定する検査（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に関する事務
- (7) 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に関する事務
- (8) 法第19条第1項の規定による報告（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）の受理に関する事務
- (9) 法第30条第1項に規定する許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (10) 法第35条第1項に規定する変更の許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (11) 法第35条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (12) 法第36条第1項に規定する検査に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (13) 法第36条第4項に規定する確認に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (14) 法第37条第1項に規定する検査（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に関する事務
- (15) 法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に関する事務

る事務 (16) 法第38条第1項の規定による報告（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）の受理に関する事務	
--------------------------------------------------------------------------------------------------	--

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「限る。）」の次に「（法第73条の14第1項各号に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が同項第1号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域のうち法第73条の14第1項第2号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第71条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）」を加え、同条第7項中「第118条の25の3第3項」を「第118条の25の2第3項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第8項第1号中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改め、同項第2号中「第111条」を「第111条第3項」に改める。

第71条第1項中「住宅（」の次に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

附則第5条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年まで」を「平成21年から令和12年まで」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に、「ときは、」を「場合における」に改める。

附則第12条の2第1項中「令和5年4月1日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第5条の改正規定（同条第3項中「ときは、」を「場合における」に改める部分を除く。）及び附則第5項の規定 令和9年1月1日
 - (2) 第63条第1項の改正規定及び第71条第1項の改正規定並びに次項及び第3項の規定 令和11年4月1日
 - (3) 附則第12条の2第1項の改正規定及び附則第4項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

(4) 第63条第7項及び第8項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
(令和8年法律第23号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の第63条第1項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の第71条第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の附則第12条の2第1項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(県民税に関する経過措置)

5 改正後の附則第5条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存

住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、一定の災害危険区域内等にある住宅及びその土地を不動産取得税の課税標準特例措置等の適用除外とするほか、個人県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度分までに延長する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例

沖縄県宿泊税条例（令和8年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「石垣市」を「石垣市
名護市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

特別徴収義務者の事務の効率化を図るため、名護市の区域内に所在する宿泊施設に係る宿泊税の賦課徴収に関する事務を、名護市が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県こどもの権利条例

全てのこどもは、それぞれの個性と意見を持っている。

全てのこどもが、その権利を尊重され、現在及び将来において幸福な生活を送ることができる社会を形成することは、社会全体の責務である。

平成元年に国際連合総会において、こどもの人権を規定した児童の権利に関する条約が採択され、我が国においては、平成6年に同条約を批准するとともに、令和4年に同条約の精神にのっとりこども施策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」を制定した。

しかしながら、県内のこどもを取り巻く環境においては、虐待やいじめの発生、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもの存在等、こどもの権利が十分に認識され、保障されてきたとは言い難い状況にある。

このような状況において、こどもは、自分の意見について、伝えるために学び、他者と積極的に共有し、また、苦しいときは、周りの人に助けを求めるなど、困難があったときの解決法を学ぶことが大切である。そのため、大人には、こどもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、こどもと共にその最善の利益を考えていくことが求められている。

私たちは、こどもと大人が、互いに信頼し、尊重し、協力しながら、こどもの権利を尊重する取組を社会全体で推進していかなければならない。

こうした認識のもと、全てのこどもが権利の主体として尊重され、置かれている環境に左右されることなく夢や目標を持ち、これを理解され、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨を踏まえ、全てのこどもが権利の主体として尊重されるよう、こども施策に関し基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、こどもの権利を擁護するための県の施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進し、もって、こどもまんなか社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) こどもまんなか社会 全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、現在及び将来において幸福な生活を送ることができる社会をいう。
- (3) こども施策 こどもまんなか社会の実現に必要なこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (5) 学校設置者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を設置し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) 全てのこどもについて、現在及び将来において幸福な生活を送ることができること。

(6) 県、市町村、県民等が相互に連携協力し、社会全体として推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、こども施策を実施するに当たっては、県民、学校設置者等、事業者及び子育てを支援する団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、こどもの権利の重要性に関する理解を深めるとともに、こども施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもを心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

(学校設置者等の責務)

第7条 学校設置者等は、基本理念にのっとり、その設置し、又は管理する施設において、こどもが安心して学び、かつ、育つことができる環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用するこどもが安心して働き、かつ、育つことができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、保護者の職業生活及び家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備に努めるものとする。

(市町村への協力及び支援)

第9条 県は、市町村が実施するこども施策に必要な協力及び支援を行うものとする。

(こどもの意見表明及び社会参画の推進)

第10条 県は、こどもがその年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会を確保するための取組を推進するものとする。この場合において、県は、様々な状況にあって意見を表明することが困難なこどもに配慮をするものとする。

2 県は、こどもの意見をこども施策に反映させるための取組を推進するものとする。

3 県は、こどもが自らの権利について知る機会を創出するための取組を推進するものとする。

(基本理念の普及啓発)

第11条 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、必要な広報その他啓発活動を行うものとする。

(相談体制の充実)

第12条 県は、こどもに係る各般の問題に関する相談体制の充実を図り、これらの問題の解決に取り組むものとする。この場合において、県は、相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の求め)

第13条 権利の侵害を受けたこども又はその保護者、後見人その他の関係者は、知事に対し、当該権利の侵害に係る調査を求めることができる。ただし、当該こどもの意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第14条 知事は、前条の規定による求めがあった場合は、沖縄県こどもの権利擁護委員会に対して調査を行うよう求めるものとする。

- 2 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、前項の規定により知事から求めがあった場合は、調査の必要がないと認めるとき又はこどもの権利の侵害の性質上調査をすることが適当でないとして認めるときを除き、調査を行うものとする。
- 3 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、前項に規定するもののほか、現にこどもの権利の侵害があると認められ、又はその疑いがあると認めるときは、規則で定めるところにより知事へ報告の上、調査を行うことができる。
- 4 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、前2項の規定による調査に必要があると認めるときは、関係者に対し、調査を行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 5 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、第2項又は第3項の規定による調査の実施の状況等について、知事に報告するものとする。この場合において、権利の侵害又はその疑いの解消に必要があると認めるときは、知事に対し意見を提出することができる。
- 6 知事は、前項後段に規定する意見が提出された場合にあつては、当該意見を権利の侵害又はその疑いの解消に必要があると認められる関係者に提示するとともに、その旨を沖縄県こどもの権利擁護委員会に報告するものとする。

(勧告)

第15条 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、前条第6項の規定による知事の報告を受けた場合において、こどもの権利の侵害をしたと認められる者が正当な理由がなく当該意見を受諾していないと認めるときは、当該こどもの権利の侵害をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、こどもの権利の侵害をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

第16条 知事は、毎年度、第14条第5項の報告及び前条第2項の勧告の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(沖縄県こどもの権利擁護委員会)

第17条 こどもの権利の擁護に関する施策の推進に関する重要な事項を審議させ、及びこどもの権利の侵害に関する事項を調査審議させるため、沖縄県こどもの権利擁護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、人格が高潔であって、こどもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は令和8年9月1日から、第13条から第16条までの規定は令和9年2月1日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

全てのこどもが権利の主体として尊重されるよう、基本理念等を明らかにし、こどもの権利を擁護するための県の施策の基本事項を定めるとともに、こどもの権利の侵害についての調査審議等を行う附属機関を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県保育士試験等手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県保育士試験等手数料条例（平成19年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の9第3項」の次に「（同法第18条の32第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条の見出しを「（保育士試験等手数料）」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）（以下これらを「保育士試験等」という。）」を加え、「保育士試験手数料」を「保育士試験等手数料」に改め、同条第2項中「保育士試験手数料」を「保育士試験等手数料」に改め、「第6条の11の2」の次に「（同令第6条の54において準用する場合を含む。）」を加え、「保育士試験の」を「保育士試験等の」に改める。

第3条第1項中「保育士登録」の次に「、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録」を加える。

第4条第1項中「の保育士登録証」の次に「、同令第20条の6において準用する同令第17条第1項の地域限定保育士登録証」を加える。

第5条第1項中「の保育士登録証」の次に「、同令第20条の6において準用する同令第18条第1項の地域限定保育士登録証」を加える。

第7条の見出し中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「、当該」を「当該」に改め、「収入」の次に「とし、前項の規定により指定地域試験機関に納められた手数料は当該指定地域試験機関の収入」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童福祉法第18条の32第1項の規定により知事が地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定地域試験機関」という。）が行う地域限

定保育士試験を受けようとする者は、第2条第1項の保育士試験等手数料を当該指定地域試験機関に納めなければならない。

(沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成24年沖縄県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表の第2の1中「保育士(」の次に「児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「保育士(」の次に「地域限定保育士及び」を加える。

- (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第85号)第39条第2号
- (2) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)第6条第1項第1号
- (3) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第28号)第5条第1項第3号
- (4) 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年沖縄県条例第16号)第19条第1項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地域限定保育士試験の実施に関し必要な事項を記載した沖縄県の試験実施方法書について国の認定を受けたことに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

別表の第1の2中「35人」を「30人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の別表の第1の2の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の学級編制の基準を引き下げる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第23条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、改正後の第22条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の学級編制の基準を引き下げる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項の」を「第19条第1項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、0とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、県が沖縄県後期高齢者医療広域連合から徴収する子ども・子育て支援納付金拠出額を算定するための割合を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「4分の1」を「2分の1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

患者自らの選択に係る後発医薬品のある新医薬品等の調剤の費用の患者負担について、厚生労働大臣が定める額が改められたことに伴い、当該新医薬品等の調剤料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

工事請負契約について

普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 1,179,200,000円
- 4 契約の相手方 嘉手納町字水釜112番地
株式会社福地組・株式会社德里産業・株式会社丸善組特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社福地組 代表取締役 福地一仁
株式会社德里産業 代表取締役 德里政人
株式会社丸善組 代表取締役 新垣尚

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約について

普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築2工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 979,000,000円
- 4 契約の相手方 読谷村字座喜味1026番地1
有限会社有志建設・有限会社国吉組・株式会社丸元建設特定建設工事
共同企業体
代表者 有限会社有志建設 代表取締役 波平正勝
有限会社国吉組 代表取締役 石川裕憲
株式会社丸元建設 代表取締役 糸数幸恵

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第16号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和6年第3回沖縄県議会（定例会）で乙第3号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,381,050,000円」を「1,431,694,000円」に変更する。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・南）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲

乙 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市

代理人

広島県広島市中区東白島町19番49号国保会館 広島県国民健康保険団体連合会

丙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、県道47号線における運転者負傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 丙は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、総額18,900円の支払義務があることを認める。
- 2 甲及び丙は、本件事故に関して乙が医療機関に対し9,450円を支払ったことを認める。
- 3 丙は、第1項の損害賠償金のうち、甲に対し9,450円、乙に対し9,450円の支払義務があることを認める。
- 4 甲は、丙が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に甲に対し支払われたことを認める。
- 5 乙は、丙が支払うべき第3項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 6 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

家屋損傷事故に関する和解等について

家屋損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道36号線に県が設置した樹木による家屋損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和6年8月17日
- 4 事故発生場所 [REDACTED]
- 5 損害賠償額 931,700円
- 6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

家屋損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 XXXXXXXXXX

上記当事者間において、県道36号線に県が設置した樹木による家屋損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額931,700円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲

乙 那覇市旭町114番4号おきでん那覇ビル 全国健康保険協会沖縄支部

丙 那覇市久茂地1丁目12番1号 大同火災海上保険株式会社

丁 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、警ら活動中に職員の過失により車両の運転者を負傷させた事故について、次のとおり和解する。

- 1 丁は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、総額91,383,793円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、本件事故に関して、乙が保険者である健康保険により、医療機関に対し2,920,519円が支払われたことを認める。
- 3 甲は、丁が支払うべき第1項の損害賠償金のうち、653,964円が自動車保険により既に丙から甲に対し支払われたことを認める。
- 4 丁は、第1項の損害賠償金のうち、甲に対し87,809,310円、乙に対し2,920,519円、丙に対し653,964円の支払義務があることを認める。
- 5 丁は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を甲、乙及び丙にそれぞれ支払う。
- 6 甲、乙、丙及び丁は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道153号線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和7年9月6日
- 4 事故発生場所 浦添市牧港二丁目9番3号先県道153号線上
- 5 損害賠償額 653,500円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道沖縄環状線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和7年12月23日
- 4 事故発生場所 沖縄市八重島一丁目1番1号先県道沖縄環状線上
- 5 損害賠償額 20,680円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道東風平豊見城線の道路改築事業の事業区間に県が設置した進入防止柵による車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和8年1月7日
- 4 事故発生場所 豊見城市字上田西後原338番地県道東風平豊見城線上
- 5 損害賠償額 6,952円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 XXXXXXXXXX

上記当事者間において、県道東風平豊見城線の道路改築事業の事業区間に県が設置した進入防止柵による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る進入防止柵の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額6,952円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和7年10月22日
- 4 事故発生場所 八重瀬町字屋宜原502番地8ファミリーマート八重瀬やぎばる店駐
車場
- 5 損害賠償額 88,968円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕


理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 沖縄県警察機動隊構内において県が管理する庁舎の鉄柵が落下した
ことによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

- 3 事故発生年月日 令和7年11月19日
- 4 事故発生場所 うるま市字大田47番地沖縄県警察機動隊構内
- 5 損害賠償額 439,236円
当事者別の明細は、別紙1のとおり
- 6 和 解 内 容 別紙2及び別紙3のとおり

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

乙 XXXXXXXXXX

上記当事者間において、沖縄県警察機動隊構内において県が管理する庁舎の鉄柵が落下したことによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る庁舎の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額167,750円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

乙 XXXXXXXXXX

上記当事者間において、沖縄県警察機動隊構内において県が管理する庁舎の鉄柵が落下したことによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る庁舎の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額271,486円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

損害賠償の額の決定について

東系列導水路トンネル（宇出那覇）対策工事（R7）、東系列導水路トンネル（久志ダム）対策工事（R7-1）及び東系列導水路トンネル（久志ダム）対策工事（R7-2）に係る契約解除による損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 件 名 中系列導水管破損事故に伴う東系列導水路トンネル対策工事に係る
契約解除により損害を与えた件
- 2 当 事 者 損害賠償請求者 別紙のとおり
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 損害賠償額 46,619,285円
損害賠償請求者別の明細は、別紙のとおり

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

名称	住所	損害賠償額
株式会社屋部土建	名護市港二丁目6番5号	11,119,558円
株式会社屋部土建・有限会社内盛 産業特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社屋部土建 構成員 有限会社内盛産業	名護市港二丁目6番5号 沖縄市高原四丁目26番12-2号	26,695,088円
株式会社大城組・株式会社屋部土 建特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社大城組 構成員 株式会社屋部土建	浦添市勢理客四丁目18番5号 名護市港二丁目6番5号	8,804,639円
合計		46,619,285円

損害賠償の額の決定について

東系列導水路トンネル（有津～大浦）対策工事（R7）に係る契約解除による損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 件 名 中系列導水管破損事故に伴う東系列導水路トンネル対策工事に係る
契約解除により損害を与えた件
- 2 当 事 者 損害賠償請求者
株式会社大城組・株式会社沖縄工設特定建設工事共同企業体
代表構成員 浦添市勢理客四丁目18番5号 株式会社大城組
構 成 員 浦添市字経塚633番地 株式会社沖縄工設
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 損 害 賠 償 額 18,240,000円
人件費に対する損害賠償

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県人事委員会委員の選任について

下記の者を沖縄県人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 金 城 賢

生年月日 [REDACTED]

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

人事委員会委員1人が令和8年9月28日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

下記の者を沖縄県収用委員会委員及び予備委員に任命したいので、議会の同意を求め
る。

記

委 員

住 所 [REDACTED]

氏 名 仲 里 豪

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 橋 本 典 子

生年月日 [REDACTED]

予備委員

住 所 [REDACTED]

氏 名 長 尾 大 輔

生年月日 [REDACTED]

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

収用委員会委員2人が令和8年7月28日に任期満了するほか、予備委員1人が令和8年7月28日に辞職するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県公安委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県公安委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 植 松 孝 則

生年月日 [REDACTED]

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公安委員会委員1人が令和8年7月28日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 大 城 進

生年月日 [REDACTED]

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

教育委員会委員1人が令和8年7月14日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第31号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として令和8年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「種別割に係る」を削り、同条第5項中「の種別割」を削る。

第6条第1項及び第3項中「、自動車税の環境性能割」を削る。

第9条第1項第8号を次のように改める。

(8) 自動車税 普通徴収に係るものにあつては、自動車の所有者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には住所地又は事務所若しくは事業所の所在地、県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には自動車の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係るものにあつては、自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地
第64条第1項中「10万円」を「16万円」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第138条第1項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第138条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第138条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第139条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第139条の2から第139条の14までを削る。

第140条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第141条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第142条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第143条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規

登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第143条の2の見出し及び同条中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の次に「（平成14年法律第151号）」を加え、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、「沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の次に「（平成16年沖縄県条例第34号）」を加え、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割に係る自動車税」を「自動車税」に、「第9条の16」を「第9条」に改める。

第144条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項中「移転登録」を「同法第13条第1項に規定する移転登録（以下この条において「移転登録」という。）」に、「第9条の17」を「第9条の2」に改め、同項第5号中「第138条第3項」を「第138条第2項」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第145条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第146条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「身体障害者又は精神障害者が所有する」を「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この号において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この号において「精神障害者」という。）が所有する」に、「身体障害者等のために」を「身体障害者若しくは精神障害者（以下これらを「身体障害者等」という。）のために」に改め、同項第5号中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同条第2項中「運転免許証又は免許情報記録個人番号カード」を「道路交通法第92条第1項の運転免許証又は同法第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カード（以下この号において「免許情報記録個人番号カード」という。）」に、「特定免許情報」を「同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報」に改める。

第146条の2第1項中「種別割額」を「自動車税額」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に改める。

附則第5条の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の2に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が」に、「において、前条第1

項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「法附則第5条の4の2第1項第1号」を「法附則第5条の4第1項第1号」に改め、「合計額」の次に「（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」を加え、同条第2項中「附則第5条の2第1項」を「附則第5条第1項」に改め、同条を附則第5条とする。

附則第12条の2第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第17条を次のように改める。

第17条 削除

附則第17条の2から附則第17条の7までを削る。

附則第18条の見出し及び同条第1項中「の種別割」を削る。

附則第19条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第9条の2第1項」を「附則第5条第1項」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、「用いる電力併用自動車」の次に「（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。）」を加え、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条第6項に規定するものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。）に該当するものを除く。同項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の第14条第2項に規定する新規登録（以下この条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。）その他の前号に掲げ

る自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第19条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「車両総重量」を「同法第40条第3号に規定する車両総重量」に、「第9条の2第3項」を「附則第5条の2第2項」に、「附則第5条の2第2項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第140条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行

規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

附則第19条の2第1項及び第2項並びに附則第19条の3（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第64条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の沖縄県税条例（以下「旧条例」という。）第139条の10第1項及び第139条の11第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧条例第139条の10第4項及び第139条の11第2項の規定による還付又は旧条例第139条の10第5項（旧条例第139条の11第4項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 6 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
（県民税に関する経過措置）
- 7 新条例附則第5条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 8 施行日前に沖縄県税条例第121条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第122条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第121条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

乙第32号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として令和8年4月1日から施行されることに伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条から第3条までの規定中「の種別割」を削る。

第4条第1項中「の種別割」を削り、「自動車税（種別割）証紙」を「自動車税証紙」に改め、同条第2項中「の種別割」を削る。

第5条中「の種別割」を削り、同条第1号中「自動車税（種別割）納税済証紙」を「自動車税納税済証紙」に改める。

第1号様式中「自動車税（種別割）証紙」を「自動車税証紙」に、「（Automobile Tax (Category Base) Stamp）」を「（Automobile Tax Stamp）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の規定中自動車税に係る部分は、令和8年度分以後の自動車税について適用する。

3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

乙第33号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例（別紙）

理 由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

乙第34号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

